

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正

現行		改正	改正理由																														
別表第5(第13条の2第2項関係) 外国旅行における学外者の相当する職等の区分		別表第5(第13条の2第2項関係) 外国旅行における学外者の相当する職等の区分																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学外者</th> <th>相当する職等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国立大学法人の役員</td> <td rowspan="10">役員及び研究院長</td> </tr> <tr> <td>2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員</td> </tr> <tr> <td>3 国務大臣及び国会議員</td> </tr> <tr> <td>4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者</td> </tr> <tr> <td>5 本学の経営協議会の委員</td> </tr> <tr> <td>6 地方公共団体の長</td> </tr> <tr> <td>7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長</td> </tr> <tr> <td>8 私立大学の長</td> </tr> <tr> <td>9 外国の大学の長</td> </tr> <tr> <td>10 1から9までに相当する者として学長が認める者</td> </tr> <tr> <td>11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授</td> <td>職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者</td> </tr> </tbody> </table>		学外者	相当する職等の区分	1 国立大学法人の役員	役員及び研究院長	2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員	3 国務大臣及び国会議員	4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者	5 本学の経営協議会の委員	6 地方公共団体の長	7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長	8 私立大学の長	9 外国の大学の長	10 1から9までに相当する者として学長が認める者	11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授	職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学外者</th> <th>相当する職等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国立大学法人の役員</td> <td rowspan="10">役員及び研究院長</td> </tr> <tr> <td>2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員</td> </tr> <tr> <td>3 国務大臣及び国会議員</td> </tr> <tr> <td>4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者</td> </tr> <tr> <td>5 本学の経営協議会の委員</td> </tr> <tr> <td>6 地方公共団体の長</td> </tr> <tr> <td>7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長</td> </tr> <tr> <td>8 私立大学の長</td> </tr> <tr> <td>9 外国の大学の長</td> </tr> <tr> <td>10 1から9までに相当する者として学長が認める者</td> </tr> <tr> <td>11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授</td> <td>職員のうち教授、准教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位にある者</td> </tr> </tbody> </table>	学外者	相当する職等の区分	1 国立大学法人の役員	役員及び研究院長	2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員	3 国務大臣及び国会議員	4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者	5 本学の経営協議会の委員	6 地方公共団体の長	7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長	8 私立大学の長	9 外国の大学の長	10 1から9までに相当する者として学長が認める者	11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授	職員のうち教授、准教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位にある者	
学外者	相当する職等の区分																																
1 国立大学法人の役員	役員及び研究院長																																
2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員																																	
3 国務大臣及び国会議員																																	
4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者																																	
5 本学の経営協議会の委員																																	
6 地方公共団体の長																																	
7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長																																	
8 私立大学の長																																	
9 外国の大学の長																																	
10 1から9までに相当する者として学長が認める者																																	
11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授	職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者																																
学外者	相当する職等の区分																																
1 国立大学法人の役員	役員及び研究院長																																
2 独立行政法人その他これに準ずる機関の役員																																	
3 国務大臣及び国会議員																																	
4 一般職給与法第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者																																	
5 本学の経営協議会の委員																																	
6 地方公共団体の長																																	
7 地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の長																																	
8 私立大学の長																																	
9 外国の大学の長																																	
10 1から9までに相当する者として学長が認める者																																	
11 国立大学法人又は独立行政法人その他これに準ずる機関の教授及び准教授	職員のうち教授、准教授、事務局長、次長及びこれらに相当する職位にある者																																

1 2 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の事務 局長及び部長		1 2 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の事務 局長及び部長		
1 3 一般職給与法第6条第1項第1 号イに規定する行政職俸給表 (一)の7級以上の適用を受ける 者		1 3 一般職給与法第6条第1項第1 号イに規定する行政職俸給表 (一)の7級以上の適用を受ける 者		
1 4 地方公共団体(公立大学法人を 含む。)が設置する大学の教授 及び准教授		1 4 地方公共団体(公立大学法人を 含む。)が設置する大学の教授 及び准教授		
1 5 私立大学の教授及び准教授		1 5 私立大学の教授及び准教授		
1 6 外国の大学の教授及び准教授		1 6 外国の大学の教授及び准教授		
1 7 11 から 16 までに相当する者と して学長が認める者		1 7 11 から 16 までに相当する者と して学長が認める者		
1 8 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の講 師、助教及び助手		1 8 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の講 師、助教及び助手		
1 9 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の事務 部の課長、課長補佐及び係長	職員のうち上欄又は下欄の職 位以外の者	1 9 国立大学法人又は独立行政法人 その他これに準ずる機関の事務 部の課長、課長補佐及び係長	職員のうち上欄又は下欄の職 位以外の者	
1 2 0 一般職給与法第6条第1項第1 号イに規定する行政職俸給表 (一)の6級以下3級以上の適用 を受ける者		1 2 0 一般職給与法第6条第1項第1 号イに規定する行政職俸給表 (一)の6級以下3級以上の適用 を受ける者		

2 1	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の講師、助教及び助手		2 1	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する大学の講師、助教及び助手	
2 2	私立大学の講師、助教及び助手		2 2	私立大学の講師、助教及び助手	
2 3	外国の大学の講師、助教及び助手		2 3	外国の大学の講師、助教及び助手	
2 4	日本学術振興会特別研究員		2 4	日本学術振興会特別研究員	
2 5	18 から 24 までに相当する者として学長が認める者		2 5	18 から 24 までに相当する者として学長が認める者	
2 6	他大学の学生	職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生	2 6	他大学の学生	職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生
2 7	1 から 26 まで以外の者		2 7	1 から 26 まで以外の者	

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。